

【別表】 千葉市「食のブランド」プロモーション動画制作及び情報発信業務委託審査基準

審査項目		配点	審査の着眼点
提案内容の妥当性【350点】			
(1)	動画の企画及び制作	100	(事業者向け動画) 事業者に対してブランドのコンセプトを正しくわかりやすく伝え、ブランド認定への商品のエントリーを促す内容となっているか。
			(一般消費者向け動画) ブランドや認定品の特長を伝え、消費者の購買意欲を高める内容となっているか。
(2)	プロモーションプラン	50	次年度以降の展開も見据えたプロモーションプランになっているか。
(3)	WEBでの情報発信	100	制作した動画も活用し、ターゲットに向けて効果的にブランドの魅力を発信できるようなWEBでの情報発信が提案がなされているか。
(4)	情報発信効果を高める取り組み	100	WEBや動画へのアクセス数を増やすため、ターゲットに親和性の高い著名人・インフルエンサーの起用やフードテック関連企業との連携等情報発信効果を高める取り組みが提案されているか。
事業主体の適格性について【150点】			
(1)	経済性	50	十分な効果が期待できる適正な見積もり、費用対効果の高い内容となっているか。支出の内訳が明確であり、またその積算根拠が合理的な内容であるか。
(2)	業務執行体制	50	業務委託を実施できる十分な受託体制があるか。
			事業遂行に係る専門的機能や技能を有しているか。
(3)	業務実績	50	類似の業務実績があり、その内容から本事業の遂行能力があると認められるか。
	合計	500	